

区分コード	RAA - 004
所管部門	総務人事部

退職金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 従業員が退職したときは、本規程の定めるところにより退職金を支給する。

(適用範囲)

第2条 本規程の適用を受ける者は、会社に雇用された従業員とする。ただし、次の各号に該当する者は除く。

- (1) 嘱託および顧問
- (2) 臨時雇用者
- (3) 他社からの出向者

(退職金の構成)

第3条 退職金とは、退職金（加算年金としてアネルバ企業年金基金より支給）と加算金（会社より支給）より成るものとする。

(受給者)

第4条 退職金は、本人またはその遺族に支給する。

(遺族)

第5条 本規程において遺族とは、配偶者（婚姻の届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹であって本人死亡当時その者と生計を同じくしていた者をいう。

2. 退職金を受けることのできる遺族の順位は、前項に規程する順位による。この場合において同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためにしたものと見なし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第2章 退職金（加算年金）

（加算年金）

第6条 加算年金は、アネルバ企業年金基金規約に基づき、年金ないし一時金として支給する金額とする。

（加入資格）

第7条 加入資格は、入社日もしくは休職が終了した翌日をもって取得するものとする。

（加入期間）

第8条 加入時期は、加入資格を取得した日の属する月から、加入者の資格を喪失した日の属する月までの期間とする。

（掛金額）

第9条 支給原資に充てるために必要な掛金は、会社が拠出する。

（支給方法）

第10条 支給方法は、支給基準に基づいて委託会社より直接支給者へ支給する。

（退職金の算定）

第11条 退職金の算定は、加入資格取得後の退職金ポイントによりアネルバ企業年金基金規約第44条に基づき算定する。

（退職金ポイント）

第12条 退職金ポイントは、基本ポイントおよび評価ポイントにより構成する。

（基本ポイント）

第13条 基本ポイントは、毎年別表1のポイントを付与する。

（評価ポイント）

第14条 評価ポイントは、人事考課および賞与評価に基づき、別表1のポイントを付与する。

(未評価者のポイント)

第15条 評価が確定していない者(入社1年未満)への評価ポイントは、標準ポイントを付与する。

(ポイント単価)

第16条 ポイント単価は、1,000円とする。

(ポイントの通知)

第17条 各人ごとの累積ポイントは、毎年一回各人に通知を行う。

第3章 加算金

(定年加算金)

第18条 満50歳以上で退職する者に対して、定年加算金として別表2に定める額を支給する。

(特別加算金)

第19条 在職中顕著な功績があった者、または業務上の傷病により退職した者で、労働基準法による災害補償の適用を受けない者に対しては、特に退職金を増額して支給することがある。

2. 業務上とは認められなかったが、会社構内で死亡した者、または通常の順路による通勤途上の交通事故で死亡した者は、退職金合計額の10%以上増額して支給する。

第4章 支給事由による取扱い

(会社都合退職扱い)

第20条 次の各号の一に揚げる事由により退職した場合は、アネルバ企業年金基金規約44条に基づき算出された金額を支給する。

- (1) 定年による退職
- (2) 在職中の死亡
- (3) 業務上の傷病による退職
- (4) 従業員就業規則第78条による解雇
- (5) 休職期間満了による退職

なお、試用期間満了前に退職した者は、これを支給しない。

(自己都合退職扱い)

第21条 自己都合により退職した場合は金属 3 年以上の者につきアネルバ企業年金基金規約第 44 条に基づき計算された金額を支給する。

(懲戒解雇の取扱い)

第22条 懲戒により解雇した者については、退職金を支給しない。ただし、情状により減額して支給することがある。

第5章 雑則

(休職期間の取扱い)

第23条 休職中はポイント付与を行わない。

(退職金からの控除)

第24条 他会社、外部団体等で支払われた退職金は、支給されるべき金額から控除する。

付 則

他社からの出向中の者の取扱い

本規程によらず、別途取り決める覚書による負担額を出向元に支払う。

以上

昭和 43 年 9 月 30 日制定	昭和 59 年 4 月 1 日改正	1995 年 10 月 1 日改正
昭和 47 年 7 月 1 日改正	平成 2 年 4 月 1 日改正	1998 年 10 月 1 日改正
昭和 52 年 12 月 1 日改正	平成 3 年 4 月 1 日改正	2004 年 4 月 1 日改正
昭和 56 年 4 月 1 日改正	平成 6 年 4 月 1 日改正	
昭和 57 年 4 月 1 日改正	1994 年 10 月 1 日改正	

別表 1

資格	基本 ポイント (56才未 満)	人事考課ポイント			賞与考課ポイント			56才以 降基本ポ イント
		標準	最高	最低	標準	最高	最低	
主任	184	138	194	0	138	186	64	330
主事	152	114	154	0	114	154	64	260
副主事	128	96	140	0	96	144	48	220
主務1	104	78	126	0	78	126	40	180
主務2	96	72	120	0	72	120	40	165
社員	88	66	76	0	66	84	32	150

注1) 役割グレード適用者は別途定める。

注2) 早期退職優遇制度、能力開発休暇取得中は基本ポイントの付与とする。

別表 2 勤続年数別定年加算金額

勤続年数	支給額
定年扱いを受ける者で5年未満	4 0 万円 円
10年未満	7 0 万円 円
満	1 0 9 万円 円
10年以上15年未満	1 4 7 万円 円
満	月収 × 1.84 + 187
15年以上20年未満	月収 × 1.84 + 220
満	月収 × 1.84 + 252
20年以上25年未満	
満	
25年以上30年未満	
満	
30年以上	